

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

赤井川村の総人口は、平成22年の国勢調査によると1,262人で、平成17年度の1,310人から48人減少し、減少率は3.7%となっている。

年齢3区分別に見ると、15歳未満の年少人口は170人(13.5%)、15歳から64歳までの生産年齢人口は746人(59.1%)、65歳以上の高齢者人口は346人(27.4%)となっている。

就業構造をみると、本村の就業者数は702人で、平成17年の754人から52人減少し、減少率は6.9%となっており、総人口の減少率(3.7%)を大幅に上回り、特に労働人口が減少している。

産業3部門別にみると、農業、林業、漁業などの第1次産業は232人(33.0%)、建設業・製造業などの第2次産業は95人(13.5%)、第3次産業は372人(53.0%)となっている。

地域の産業の状況としては、ネットショッピングの普及や大型店舗の地方進出等により、地域商業全体の機能が疲弊し、衰退が加速しているほか、工業についても、規模縮小や撤退等の状況がみられ、地域経済を取り巻く状況は厳しさを増している。

また、村内の企業は、そのほとんどが中小企業者であるが、現在、本村の商工会に加盟している会員は37名であり、そのうち飲食業が8名、小売業が6名、その他の業種は4名以下となっており、特に小売店については、店舗を構えて実質的に営業しているものが2店舗のみとなっている。また、建設業については、本村からの公共工事の発注が一定程度あることで経営が維持されている状況にある。また、商工会が中心となって新しい商品開発も行われているが、実際に製造・加工する工場設備が少ないため、ほとんどが村外で生産されている。

このようなことから、人手不足の解消や付加価値の向上等、村内中小企業の労働生産性向上を図るため、先端設備等の導入を支援していくことが、喫緊の課題となっている。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく、導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に商工会会員の5%の2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年率3%以上向上することを目標とする。

2. 先端設備等の種類

製造業やサービス業を含めた非製造業ともに業種を問わず、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3. 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

先端設備等の導入により労働生産性の向上を目指す中小企業者・小規模事業者全体を後押しし、村の経済の活性化を図るため、対象地域は限定せず、赤井川村全域とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業は、業種を問わず労働生産性の向上が伸び悩んでおり、各産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、対象は全業種とする。

生産性向上に向けた取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT化導入による業務効率化、省エネの推進等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4. 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5. 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした先端設備等導入計画は、認定の対象としない。

(2) 設備導入に伴う人員増がある場合は、労働生産性の評価に当たって不利にならないように配慮する。

(3) 公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係があると認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(4) 村税滞納者及び村税未申告者による先端設備等導入計画は、特段の事情がある場合を除き、認定の対象としない。

(5) その他、先端設備の導入の促進に際し配慮が必要と認められる事項については、村長が別に定める。